



熊本県公報

第12875号
令和元年(2019年)
11月15日(金)
(毎週火・金発行)

目 次

告 示

○熊本港港湾施設の概要	(港湾課)	1
○令和元年11月熊本県議会定例会の招集	(財政課)	2
○種畜証明証の書換交付	(畜産課)	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(循環社会推進課)	2
○地方卸売市場の開設業務の譲渡し及び譲受け認可	(流通アグリビジネス課)	2
○地方卸売市場における卸売業務の譲渡し及び譲受け認可	(")	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○造成宅地防災区域の指定の解除	(建築課)	3
○造成宅地防災区域の指定の解除	(")	4
○熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託	(健康福祉政策課)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	6

公 告

○土地改良区役員の就退任	(農村計画課)	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	7
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課)	7
○農用地利用配分計画の認可申請	(")	7
○農用地利用配分計画の認可申請	(")	8
○農用地利用配分計画の認可申請	(")	9
○農用地利用配分計画の認可申請	(")	9
○熊本県福祉総合情報システム改修業務の委託	(健康福祉政策課)	10

登 載 依 頼

○第14回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催	(企業局)	13
----------------------------	-------	-------	----

告 示

熊本県告示第483号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 熊本港
2 所在地 熊本市西区新港地内及び地先
3 概要

番 号	種 類	数 量	能 力
1	航路	延長1,897.0メートル	-7.5m
2	回頭泊地	面積31,950平方メートル	-5.0m
3	回頭泊地	面積94,500平方メートル	-5.5m
4	回頭泊地	面積114,765平方メートル	-7.5m
5	道路	延長99.2メートル	アスファルト舗装

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 2 地方卸売市場開設者の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 3 開設業務の譲渡し及び譲受け認可年月日
令和元年(2019年)10月31日

熊本県告示第488号

熊本県卸売市場条例(昭和46年熊本県条例第67号)第18条第1項の規定により地方卸売市場における卸売業務の譲渡し及び譲受けを認可したので、同条例第37条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 2 卸売業務を行う地方卸売市場の名称及び所在地
株式会社みなまた青果卸売市場
水俣市塩浜町8-15
- 3 卸売業務の譲渡し及び譲受け認可年月日
令和元年(2019年)10月31日

熊本県告示第489号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字平谷871番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平谷871番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第490号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)2月13日熊本県告示第103号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第424号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)7月17日熊本県告示第581号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大美正地区
上益城郡御船町大字滝尾字大美正3107番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3108番、3107番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 2 中野地区
上益城郡御船町大字田代字中野3428番1、3428番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3428番5
- 3 山下地区(Aブロック)

上益城郡御船町大字辺田見宇山下又630番、630番、631番、又630番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

4 古閑原地区

上益城郡御船町大字高木字古閑原1968番3、1968番3地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

5 阿弥陀地区（Bブロック）

上益城郡御船町大字高木字阿弥陀1606番、1605番、1571番、1571番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

6 上古閑原地区Aブロック（高木④）

上益城郡御船町大字高木字上古閑原2048番2、2049番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）

7 東原地区（豊秋③）

上益城郡御船町大字豊秋字東原1768番1、1768番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1769番2、1768番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第491号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）2月27日熊本県告示第140号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第168号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月6日熊本県告示第169号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第193号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第202号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月16日熊本県告示第215号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月30日熊本県告示第280号（造成宅地防災区域の指定）及び平成30年（2018年）4月20日熊本県告示第361号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 皆元地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元212番、212番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 桂野鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字桂野鶴1682番1、1682番3、1683番、1685番、1685番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

3 名ヶ迫鶴地区（その3）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴735番3、735番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、735番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

4 山口地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字山口575番2、575番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、575番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字宮山字宮山861番、861番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字宮山字涌井川1125番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1125番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

5 桃木原地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字桃木原1213番7、1213番7地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

6 小高山地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字小高山859番、859番3、860番、859番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字小森字畠村1043番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、1044番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、1044番1の一部（次の図に示